

長野県環境影響評価技術委員会の意見（案）

（諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線

下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書）

〔全般〕

- 1 事業の詳細設計及び事業の実施に当たっては、最新の技術及び知見を積極的に取り入れ、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することで、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響を回避又は最大限低減すること。
また、その姿勢を環境影響評価書（以下「評価書」とする。）に記載すること。
- 2 事業実施段階における調査や追加の環境保全措置により影響がほとんどないとする環境項目については、予測の不確実性に十分留意し、必要に応じて追加調査を実施するとともに、評価書において予測・評価を再検討すること。
- 3 環境影響評価準備書に記載されていない事後調査の具体的な項目、地点、期間、方法等（以下「項目等」とする。）をできる限り具体的に評価書に記載すること。
なお、項目等が具体的に記載できない場合には、その理由を評価書に記載するとともに、その項目等を決定した時点で速やかに技術委員会にも説明を行うこと。
- 4 評価書以降の図書の作成に当たっては、最新の知見に基づき、より精度の高いものになるよう努めるとともに、事業に対する地域住民の理解や安心の確保につながるよう、分かりやすく丁寧な記載を行うこと。

〔事業計画〕

- 5 計画道路と周辺の活断層との位置関係を踏まえて、活断層についての事前調査及び最新の文献等により、工事着手前に十分な科学的データを集め、設計・施工方法に適切に反映すること。
また、断層活動による変位等への対策及び配慮の方針を評価書に記載するとともに、地域住民の安全・安心につながるよう丁寧な記載を行うこと。

〔大気質〕

- 6 事業による寄与率が高い予測地点が複数認められるため、事業の実施に当たっては、大気質への影響をより一層低減し、現況をできる限り悪化させないよう努めること。

〔水象〕

- 7 事業実施区域及びその周辺は大規模な断層帯に近接しており、地質構造に起因する局所的な地下水の通り道が存在する可能性がある一方、関連する知見が限定的であることから、必要な追加調査を実施し、その結果を踏まえて、予測・評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。

- 8 事業実施区域及びその周辺の地下水を、山地深層地下水、山地地下水、山裾地下水の3つに区分しているが、その妥当性について実証データを踏まえ分かり易く評価書に記載すること。
- 9 事業実施区域及びその周辺では地下水が重要な水資源として利用されていることから、事業による地下水等への影響をより定量的に把握するため、河川や地下水位、流量及び湧水量について、自記水位計により連続観測を行うこと。
- 10 個人井戸は地下水の数少ない露頭であるため、その分布及び諸元について調査を行い、その結果を地下水の予測・評価結果及び事後調査計画に反映すること。
- 11 トンネルからの湧水量を予測した上で、河川水及び地下水に与える影響並びに環境保全措置の内容を評価書に記載するとともに、地下水への影響を回避又は最大限低減することが可能な設計・施工方法を検討すること。

[地形・地質]

- 12 評価書の作成に当たっては、日本有数の断層地帯という地域の地形・地質的な特徴を十分に踏まえた上で、地形・地質について現時点で得られる最新の情報を予測・評価に反映させること。

[動物、植物]

- 13 イモリは濁水と水温変化に敏感なため、生息環境の質的变化が生じないように、確実に環境保全措置を実施し、生息環境の保全に努めること。
- 14 オオムラサキについては、食草の伐採にあたり事前に幼虫を回収するなどの配慮を行うこと。
- 15 メガネサナエは、県内では諏訪湖周辺にしか生息が確認されていない希少な種であるため、事業が繁殖行動に及ぼす影響について専門家に確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。
また、メガネサナエを事後調査の対象に含めるよう検討すること。
- 16 生息環境は保全されない可能性があるとして予測された植物種について、各種に適した水温、水質、流速、底質といった水環境や、草原等の明るい光環境等の条件を踏まえ、同様の条件の場所に移植または播種等を行うとともに、それらの条件が維持されるよう、水管理や周辺の競合種の刈り取り等を行うこと。
このうち、沈水性の水生植物であるホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモについては、移植や播種が困難であることから、適切な時季に殖芽による繁殖を行うこと。

- 17 Braun-Branquet の植物社会学的な手法による測定方法について、個体数を含めた被度の基準に修正すること。

[触れ合い活動の場]

- 18 工事自体が長期にわたることが予想されるため、個々の人と自然との触れ合い活動の場における影響の回避又は低減に加えて、霧ヶ峰高原へのアクセスや地域内の移動など、それらの場を包含する地域全体への影響の回避又は低減を図ること。また、その方針を評価書に記載すること。

[文化財]

- 19 事業実施区域及びその周辺に、既知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されていることから、評価書において、事業による埋蔵文化財への影響及び事業実施段階において行う環境保全措置の内容を具体的に記載すること。